

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>S 調達管理要領「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査実施責任者は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 対象機器名（品名） (b) 検査・試験項目 (c) 適用法令，基準，規格 (d) 検査・試験装置仕様 (e) 検査・試験の方法，手順，記録項目 (f) 判定基準 (g) 検査・試験成績書の様式 (h) 測定機器，試験装置の校正 (i) 検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査実施責任者は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備の重要度分類に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」に示す一般産業用工業品のSA設備については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。</p>	<p>各社の社内文書の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>各社の社内文書に基づく記載の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
		<p>b. 受入検査の実施 調達を主管する箇所の長は、製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p> <p>c. 記録の確認 調達を主管する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション等 調達を主管する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>f. 供給者に対する品質監査（「3.6.4 供給者に対する品質監査」参照）</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違 記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
		<p>3.6.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。 （供給者に対する品質監査を実施する場合の例）</p> <p>(1) 定期監査：当社が常態的に業務を発注している供給者について、原則として各社3年ごとに1回、品質保証活動の実施状況を確認する場合。</p> <p>(2) 臨時監査：品質保証計画上又は実施上の不備が原因で、製品又は役務に重大な不適合が発生したとき、又はその恐れがあるとき。</p> <p>また、供給者の発注先（以下「外注先」という。）について、以下に該当する場合は、直接外注先に監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が行う供給者に対する監査において、供給者が実施した外注先に対する品質監査が不十分と判断した場合 ・トラブル等で必要と認めた場合 	<p>記載表現の相違</p> <p>各社の社内文書に基づく活動に係る記載の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
		<p>3.6.5 設工認における調達管理の特例 設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。</p>	<p>記載方針の相違 （本資料はプラントに係</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>なお、設工認の対象となる設備のうち、従来から使用してきた設備については、設置当時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。</p> <p>(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。</p> <p>(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。</p>			<p>る基本的なプロセスについて記載する方針であることから、「本設工認」に特化した記載表現はしないこととしている。）</p>
<p>3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」の表3.1-1に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき管理する。</p>			<p>各社の社内文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを表3.7-1に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を図3.7-1に示す。</p>	<p>記載方針の相違 （法令改正に伴う本資料の位置づけを考慮し、過去に関する記載についてはしないこととしている。）</p>
		<p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p>設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。</p> <p>この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で表3.7-1に示す記録として管理する。</p> <p>当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。</p>	
		<p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録</p> <p>検査実施責任者は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、表3.7-1に示す記録を用いて実施する。</p> <p>なお、適合性確認対象設備のうち、以前より設置している設備及び既に工事を着手し設工認申請（届出）時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」に示す一般産業用工業品のSA設備に対して記録確認検査を実</p>	<p>記載表現の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																	
		<p>施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること（型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること）を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。</p>																		
		<p>表 3.7-1 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け</p>	<p>記載表現の相違</p>																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な記録の種類</th> <th>品質マネジメントシステム上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認申請図書、決定図書</td> <td>設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書</td> </tr> <tr> <td>完成図書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書</td> </tr> <tr> <td>既工認</td> <td>設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工認に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書</td> </tr> <tr> <td>設計記録</td> <td>作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む）</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務結果の記録（解析結果を含む）</td> </tr> <tr> <td>供給者から入手した文書・記録</td> <td>供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、ミルシート等</td> </tr> <tr> <td>製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等</td> <td>供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書</td> </tr> <tr> <td>現場確認結果（ウォークダウン）</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録</td> </tr> </tbody> </table>		主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け	承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書	完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書	既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工認に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書	設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む）	業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務結果の記録（解析結果を含む）	供給者から入手した文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、ミルシート等	製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書	現場確認結果（ウォークダウン）
主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け																			
承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書																			
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書																			
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工認に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書																			
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む）																			
業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務結果の記録（解析結果を含む）																			
供給者から入手した文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、ミルシート等																			
製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書																			
現場確認結果（ウォークダウン）	品質マネジメントシステム体制下で手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録																			

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>各社の文書体系の相違</p>
		<p>図 3.7-1 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系</p> <p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 測定機器の管理</p> <p>a. 当社所有の測定機器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長は、校正の周期を定め管理するととも</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>(b) 識別管理</p> <p>イ. 測定機器管理台帳による識別 工事を主管する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、測定機器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。</p> <p>なお、有効期限切れの測定機器については、識別を行うとともに使用可能な測定機器と保管場所を区別する等、誤使用防止を図る。</p> <p>ロ. 有効期限表示ラベルによる識別 工事を主管する箇所の長は、測定機器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、測定機器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。</p> <p>b. 当社所有以外の測定機器の管理 工事を主管する箇所の長又は検査実施責任者は、供給者所有の測定機器を使用する場合、測定機器の管理が適正に行われていることを確認する。</p>	<p>記載表現の相違 記載方針の相違 記載表現の相違 記載表現の相違 記載方針の相違 記載表現の相違 記載方針の相違</p>
		<p>(2) 機器、弁及び配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。</p>	<p>記載表現の相違</p>
		<p>3.8 不適合管理 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については「原子力QMS 改善措置活動要領」に基づき処置を行う。</p>	<p>記載表現の相違 社内文書名の相違</p>
		<p>4. 適合性確認対象設備の施設管理 設工認に基づく工事は、「原子力QMS 保守業務運用要領」の「施設管理」の中の「設計および工事の計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。</p>	<p>記載表現の相違、社内文書名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を図4-1に示す。</p> <p>4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。</p> <p>4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡視点検又は日常の保守点検（外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p>4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了する常設又は可搬の設備 設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了する常設又は可搬の設備は、巡視点検又は日常の保守点検（外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。</p>			<p>申請内容の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違 （女川は、新規制基準施行以前についても、4.1.1に包含して記載している。）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
<p>4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全</p> <p>適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>			<p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 [黄色背景]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																																																													
			様式の相違 （女川は様式-5 に統一して整理をしている。）																																																													
			様式の相違 （女川は様式-5 に統一して整理をしている。）																																																													
<p style="text-align: center;">様式-5 設工認添付書類星取表（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> <th colspan="2">設工認添付書類</th> </tr> <tr> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> <th>設工認添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>			設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類																						様式の相違 （女川は様式-5 に統一して整理をしている。）
設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類		設工認添付書類																																														
設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類	設工認添付書類																																													

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																																
		<p>様式-6 各条文の設計の考え方（例）</p> <p>第〇条（〇〇〇〇〇）</p> <p>1. 技術基準の条文。解釈への適合性に関する考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>基本設計方針で記載する事項</th> <th>適合性の考え方（理由）</th> <th>項・号</th> <th>解釈</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>考え方</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 設置許可条八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>考え方</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 詳細な検討が必要な事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類							No.	項目	考え方	添付書類					No.	項目	考え方	添付書類					No.	書類名			
		No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類																												
No.	項目	考え方	添付書類																																
No.	項目	考え方	添付書類																																
No.	書類名																																		
		<p>様式-7 要求事項との対比表（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準規則・指針</th> <th>設計申請書 基本設計方針（例）</th> <th>設計申請書 基本設計方針（例）</th> <th>設置許可申請書 本文</th> <th>設置許可申請書 添付書類八</th> <th>設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	技術基準規則・指針	設計申請書 基本設計方針（例）	設計申請書 基本設計方針（例）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考																										
		技術基準規則・指針	設計申請書 基本設計方針（例）	設計申請書 基本設計方針（例）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考																											

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載方針の相違 （本添付は、法令改正前認可プラントに記載されていた内容であり、法令改正を踏まえ、過去の活動に関する記載はしないこととしている。）

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>添付1 当社におけるグレード分けの考え方</p> <p>当社では業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。</p> <p>設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては以下のとおりである。</p> <p>1. 当社におけるグレード分けの考え方</p> <p>当社におけるグレード分けの考え方は、「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に規定しており、その内容を別表1に示す。グレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて行っており、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全機能の重要度と、供給信頼に対する重要性に応じて、クラスI～IVに分類している。</p> <p>また、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）の重要度分類については、クラスIを原則とする。ただし、SA設備の中で原子力特有の技術仕様を要求しないものを調達する場合は、クラスI以外とすることを許容し、その場合は、調達文書において重要度を明確にする。</p> <p>2. 設計管理におけるグレード分けの適用</p> <p>設計管理に関する品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3 設計開発」を適用することから、「原子力QMS 設計・開発要領」に基づき、設計管理対象を判断して設計管理を実施している。</p> <p>設計管理におけるグレード分けは、1.項の重要度分類のクラスI～IVに基づき、グレード区分I～IVに区分し、設計プロセスにおいて重みづけを行う。</p> <p>保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合の活動内容とその標準的な業務フローを別図1(1/3)に示す。</p>	<p>各社のグレード分けに関する記載表現の相違（相違箇所着色省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考										
		<p>3. 調達管理におけるグレード分けの適用</p> <p>調達管理における品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.4 調達」を適用することから、原子力安全に必要な製品及び役務のすべての調達業務に対し、「原子力QMS 調達管理要領」に基づき、調達管理を実施している。</p> <p>調達管理におけるグレード分けは、1. 項の重要度分類のクラスⅠ～Ⅳに基づき、グレード区分Ⅰ～Ⅳに区分し、グレード分けを実施している。</p> <p>調達管理のグレードに応じた要求項目と適用について、別表2に示す。</p> <p>なお、具体的な適用は個々の設備により異なることから、仕様書で明確にしている。</p> <p>また、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」を適用する場合の活動内容とその標準的な業務フローを別図1(2/3)及び別図1(3/3)に示す。</p> <p>別表1 品質に係る重要度分類</p> <table border="1" data-bbox="1745 1081 2504 1806"> <thead> <tr> <th>重要度分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラスⅠ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が発電所の運転停止または出力低下に直接つながる設備・系統等 その設備・系統等の不具合が放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 「保安規定」第1編第4章「運転管理」・第3節「運転上の制限」に規定される設備・系統等 </td> </tr> <tr> <td>クラスⅡ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が長時間継続すると、発電所の運転停止または出力低下につながる設備・系統等 その設備等の不具合が長時間継続すると、放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 </td> </tr> <tr> <td>クラスⅢ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が、発電所の運転停止・出力低下または放射性物質の管理区域外への放出にはつながらない設備・系統等（発電所の付帯設備を除く） </td> </tr> <tr> <td>クラスⅣ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲ以外の設備・系統等（発電所の付帯設備） </td> </tr> </tbody> </table>	重要度分類	定義	クラスⅠ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が発電所の運転停止または出力低下に直接つながる設備・系統等 その設備・系統等の不具合が放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 「保安規定」第1編第4章「運転管理」・第3節「運転上の制限」に規定される設備・系統等 	クラスⅡ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が長時間継続すると、発電所の運転停止または出力低下につながる設備・系統等 その設備等の不具合が長時間継続すると、放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 	クラスⅢ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が、発電所の運転停止・出力低下または放射性物質の管理区域外への放出にはつながらない設備・系統等（発電所の付帯設備を除く） 	クラスⅣ	<ul style="list-style-type: none"> クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲ以外の設備・系統等（発電所の付帯設備） 	
重要度分類	定義												
クラスⅠ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が発電所の運転停止または出力低下に直接つながる設備・系統等 その設備・系統等の不具合が放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 「保安規定」第1編第4章「運転管理」・第3節「運転上の制限」に規定される設備・系統等 												
クラスⅡ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が長時間継続すると、発電所の運転停止または出力低下につながる設備・系統等 その設備等の不具合が長時間継続すると、放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等 												
クラスⅢ	<ul style="list-style-type: none"> その設備・系統等の不具合が、発電所の運転停止・出力低下または放射性物質の管理区域外への放出にはつながらない設備・系統等（発電所の付帯設備を除く） 												
クラスⅣ	<ul style="list-style-type: none"> クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲ以外の設備・系統等（発電所の付帯設備） 												

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制等の相違点
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																																														
		<p>別表2 調達管理グレード表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要 求 項 目</th> <th colspan="4">グレード</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 調達要求事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 供給者が行うべき業務の内容範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 適用される法令、指針、基準、規格等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 技術的事項（設計条件、製作・据付条件等）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 提出書類に関する事項</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 検証または監査のための供給者（供給者の調達先含む）への立入りに関する事項</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 供給者の調達先に対する評価（技術的能力、品質保証体制）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 不適合の報告、処理、及び承認に関する事項</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 要員（供給者の調達先含む）の力量確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 品質マネジメントシステムに関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. JIS Q 9001 (ISO9001)等の適用</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> b. 品質保証計画書の提出</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 「健全な安全文化を育成し維持するための活動」に関する事項</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2. 供給者の評価</td> <td colspan="4">*1</td> </tr> <tr> <td>3. 調達製品の検証</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 供給者が行う検査及び試験への立会い</td> <td colspan="4">*2</td> </tr> <tr> <td>・ 品質記録または作業報告書等の書類審査</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(○：適用 —：適用しない)</p> <p>注記*1：調達製品の種類に応じて評価を実施する。</p> <p>*2：重要度分類のクラス区分及び調達製品の機器種別に応じて必要な検査・試験を実施する。</p>	要 求 項 目	グレード				I	II	III	IV	1. 調達要求事項					・ 供給者が行うべき業務の内容範囲	○	○	○	○	・ 適用される法令、指針、基準、規格等	○	○	○	○	・ 技術的事項（設計条件、製作・据付条件等）	○	○	○	○	・ 提出書類に関する事項	○	○	○	○	・ 検証または監査のための供給者（供給者の調達先含む）への立入りに関する事項	○	○	○	○	・ 供給者の調達先に対する評価（技術的能力、品質保証体制）	○	○	○	—	・ 不適合の報告、処理、及び承認に関する事項	○	○	○	○	・ 要員（供給者の調達先含む）の力量確認	○	○	○	○	・ 品質マネジメントシステムに関する事項					a. JIS Q 9001 (ISO9001)等の適用	○	○	—	—	b. 品質保証計画書の提出	○	○	○	—	・ 「健全な安全文化を育成し維持するための活動」に関する事項	○	○	○	—	2. 供給者の評価	*1				3. 調達製品の検証					・ 供給者が行う検査及び試験への立会い	*2				・ 品質記録または作業報告書等の書類審査	○	○	○	○	
要 求 項 目	グレード																																																																																																
	I	II	III	IV																																																																																													
1. 調達要求事項																																																																																																	
・ 供給者が行うべき業務の内容範囲	○	○	○	○																																																																																													
・ 適用される法令、指針、基準、規格等	○	○	○	○																																																																																													
・ 技術的事項（設計条件、製作・据付条件等）	○	○	○	○																																																																																													
・ 提出書類に関する事項	○	○	○	○																																																																																													
・ 検証または監査のための供給者（供給者の調達先含む）への立入りに関する事項	○	○	○	○																																																																																													
・ 供給者の調達先に対する評価（技術的能力、品質保証体制）	○	○	○	—																																																																																													
・ 不適合の報告、処理、及び承認に関する事項	○	○	○	○																																																																																													
・ 要員（供給者の調達先含む）の力量確認	○	○	○	○																																																																																													
・ 品質マネジメントシステムに関する事項																																																																																																	
a. JIS Q 9001 (ISO9001)等の適用	○	○	—	—																																																																																													
b. 品質保証計画書の提出	○	○	○	—																																																																																													
・ 「健全な安全文化を育成し維持するための活動」に関する事項	○	○	○	—																																																																																													
2. 供給者の評価	*1																																																																																																
3. 調達製品の検証																																																																																																	
・ 供給者が行う検査及び試験への立会い	*2																																																																																																
・ 品質記録または作業報告書等の書類審査	○	○	○	○																																																																																													